

消防法に基づく移送取扱所の変更許可申請に係る 技術検討懇談会第1回会議の開催について

今般、胆振管内チマイベツ川の拡幅工事に伴い、同河川を横断する送油管専用橋の移転改築工事を予定することとなり、設置事業者が消防法に基づく移送取扱所^{*}として、必要な変更許可申請を行うこととなりました。

このため、道は、消防法で定められた要件を満たしているか、技術的観点から検討を行うため、学識経験者の意見を聴取する懇談会を次のとおり開催する予定です。

記

1 日時等

令和3年(2021年)7月30日(金)9時30分から12時まで
Web形式で開催

2 懇談事項

専用橋の安全性評価の観点

3 懇談会の概要

別紙のとおり

4 会議の公開

事業者が調整中の変更許可申請に係る一部資料は、北海道情報公開条例第26条に基づき非公開とします。

5 傍聴について

傍聴を希望される方は、令和3年7月28日(水)の17時30分(必着)までに申し込んでください。なお、会場(道庁本庁舎地下1階:危機管理センターA)の都合により、傍聴人は申し込み先着12名までとさせていただきます。

傍聴についての詳細は、道のホームページ掲載の「傍聴要領」及び「傍聴申込書」にてご確認ください。

○北海道庁危機対策課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/63941.html>

※移送取扱所は、消防法に定められた危険物を移送する施設のことであり、当該専用橋は、室蘭港から伊達発電所へ送油するため、昭和51年(1976年)8月、道の設置許可を受けた事業者(北海道電力[㈱])が設置・管理する送油施設(約26km)の一部です。